

医療的ケア児支援法

医療的ケア児の支援が自治体の責務になりました。

2021年6月11日、参議院本会議で「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（「医療的ケア児支援法」）が可決されました。日本で初めて国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化した法律で、**2021年9月から施行**されました。

医療的ケア児支援法とは

医療的ケア児支援法は、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する事が目的です。法律の成立により、障害や医療的ケアの有無にかかわらず、どんな子も安心して地域の学校に通えるようになります。

この法律の施行により、これまで「改正障害者総合支援法」では各省庁および地方自治体は「努力義務」とされてきた医療的ケア児への支援が、「責務」に変わります。※責務規定とは、これまでの「努力義務」よりはるかに強く、強制力が働きます。

本法律の施行に伴い、各自治体に地方交付税として医療的ケア児支援のための予算も配分される予定です。各自治体が予算を持ち、強制力のある中で医療的ケア児支援事業を進めていくことで、これまで地域によって格差のあった支援体制の是正が期待されます。

自治体の教育委員会が負う責務

各自治体は、保育所、認定こども園や放課後学童保育、学校（幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校）での医療的ケア児の受け入れに向けて支援体制を拡充していく責務を負います。

具体的には、学校の設置者に対し「保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする」と定めています。

子どもが親の付き添いなしで希望する園や学校に通えるように、保健師、助産師、看護師や准看護師、又は喀痰吸引等を行うことができる保育士や保育教諭の配置を各自治体が行います。また、看護師が不足していることを踏まえ、学校では介護福祉士などもケアを担えるとなっています。

医療的ケア児支援法案のポイント

●医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に係る支援を行う

●国や地方公共団体などは支援に係る施策を実施する責務を有する

●居住する地域に関わらず等しく適切な支援を受けられるようにする

●学校の設置者は、保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずる

●国や地方公共団体は、看護師等の他に介護福祉士その他の喀痰（かくたん）吸引等を行う事ができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずる